

一般送配電事業の分社化にともなう電気供給条件および料金表の見直しについて

弊社は、2020年4月1日から一般送配電事業を分社化し、発電事業および小売電気事業等を運営する事業持株会社の下に、100%出資会社となる関西電力送配電株式会社を設置します。

一般送配電事業の分社化にともない、電気供給条件および料金表（以下、「供給条件等」といいます。）に記載の一部業務（※）に関しては、関西電力送配電株式会社が実施いたします。

そのため、お客さまとの契約条件を定めた供給条件等を2020年4月1日より見直すことといたしました。

※対象となる送配電業務の一例

- ・計量器の検針や計量値の確認
- ・送配電に係る供給設備や電気工作物の設計・施工・改修・検査等
- ・工事費負担金等の算定

分社化イメージ

現状

お客さま

電気需給契約

送配電事業に係る内容も含めて供給条件等に規定し、供給条件等に基づき電気需給契約を締結

関西電力株式会社

発電・小売部門

送配電部門

分社化後

お客さま

電気需給契約

分社化にともなう事業の実施主体を明確化した供給条件等に基づき電気需給契約を締結

関西電力株式会社

発電・小売部門

託送契約

託送供給等約款に基づき、託送契約を締結

関西電力送配電株式会社

送配電部門

供給条件等の変更概要

○お客さまと弊社の間で締結する電気需給契約については、「託送契約」を織り込んだ契約条件に基づき取引させていただくため、これらの契約形態（事業の実施主体）を明確化した供給条件等に見直しいたします。

○今回の供給条件等の変更にとともなうお客さまのご契約の手続きは必要ございません。

※電気料金単価の変更はございません。

※契約使用期間の満了日が3月31日のお客さま（臨時電力のお客さまを除きます）につきましては、契約使用期間を4月1日から翌年の3月31日に更新のうえ、お取引させていただきます。

※契約使用期間の満了日が3月31日以外のお客さまおよび臨時電力のお客さまにつきましては、契約使用期間の変更はございません。